

## 不動産の鑑定評価に関する法律

### 不動産鑑定業者（国土交通大臣登録に限る）の廃業等の届出

#### 1. 案内情報

- ① 手続名 : 不動産鑑定業者（国土交通大臣登録）の廃業等の登録
- ② 手続根拠 : 不動産の鑑定評価に関する法律第29条
- ③ 手続対象者 : 国土交通大臣の登録を受けている不動産鑑定業者が次のいずれかに該当することとなったときに以下のそれぞれの者
  - ・ 不動産鑑定業を廃止したとき 不動産鑑定業者であった個人または不動産鑑定業者であった法人を代表する役員
  - ・ 死亡したとき 相続人
  - ・ 法人が破産により解散したとき 破産管財人
  - ・ 法人が合併により解散したとき 法人を代表する役員であった者
  - ・ 法人が破産または合併以外の理由により解散したとき 清算人
  - ・ 不動産の鑑定評価に関する法律第25条第1号～第3号まで、第6号または第7号に該当するに至ったとき 不動産鑑定業者
- ④ 提出時期 : その日（死亡の場合、その事実を知った日）から30日以内
- ⑤ 提出方法 : 主たる事務所を管轄する都道府県を経由し、その都道府県を管轄する地方整備局等へ提出
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : 廃業等の理由により、証する書面が必要になる場合があります。
- ⑧ 申請書様式 : 廃業等届出書
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先の都道府県または主たる事務所のある都道府県を管轄する地方整備局等若しくは国土交通省土地・水資源局地価調査課へお問い合わせ下さい。

#### 2. 窓口情報

- ① 提出先 : 主たる事務所を管轄する都道府県の不動産鑑定業者登録担当課
- ② 受付時間 : 提出先の都道府県にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口 : 提出先の都道府県（不動産鑑定業者登録担当課）または主たる事務所のある都道府県を管轄する地方整備局等若しくは国土交通省土地・水資源局地価調査課

#### 3. 手続情報

- ① 審査基準 : なし
- ② 標準処理期間 : なし
- ③ 不服申立方法 : なし

# 廃業等届出書

不動産の鑑定評価に関する法律第 29 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

平成 年 月 日

地方整備局長  
北海道開発局長 殿  
知 事

届出者 住 所

氏 名

印

届出の理由	1. 廃止 2. 死亡 3. 破産 4. 合併による解散 5. 解散
登録番号	国土交通大臣 知事 登録 ( ) 第 号
登録年月日	平成 年 月 日
商号又は名称	
氏 名 (法人にあつては、 代表者の氏名)	
主たる事務所の所在地	
届出事由が生じた日	平成 年 月 日
不動産鑑定業者と 届出人との関係	1. 本人 2. 相続人 3. 破産管財人 4. 元代表役員 5. 清算人

備考

- 「届出の理由」及び「不動産鑑定業者と届出人との関係」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- 死亡の場合にあつては、「届出事由が生じた日」の欄に死亡の事実を知った日を付記すること。